

とっとり健康省エネ住宅設計・施行事業者登録Q & A 令和7年度版

(R7.5作成)

1 技術審査

1	技術審査はどこで受けられるのか	オンライン講座（eラーニングシステム）で24時間受講可能です。詳細は以下の県のホームページを参照してください。 <NE-ST> https://www.pref.tottori.lg.jp/308455.htm <Re NE-ST> https://www.pref.tottori.lg.jp/308462.htm
2	技術審査は受講料がかかるのか	受講者1人当たり1万円がかかります。お支払方法等は以下の「Peatix」の研修用ホームページを参照してください。 <NE-ST> https://ne-st2025.peatix.com/ <Re NE-ST> https://rene-st2025.peatix.com/
3	技術審査の合否はいつ分かるのか	月末に月ごとの合格者の集計を行い、審査受講月の翌月頭に県から合格者に対し合格通知書を送付いたします。
4	審査合格した後、事業者登録を行うにはどうしたらよいのか	以下の県のホームページにある所定の様式に記入の上、とっとり電子申請サービスもしくはメール、郵送での申請が可能です。また、審査合格者には合格通知書送付時に併せて事業者登録方法をご案内しています。詳細は以下の県のホームページを参照してください。 <NE-ST> https://www.pref.tottori.lg.jp/308455.htm <Re NE-ST> https://www.pref.tottori.lg.jp/308462.htm
5	技術審査のテキストを紛失した場合、再送してもらえるのか	技術審査のテキストの再送はできません。再度受講料をお支払いいただき、オンライン講座をお申込みいただく必要があります。

2 登録に関する内容

1	県外の事業者でも登録可能か	県外の事業者は登録できません。建築士事務所は鳥取県知事の認可を受けた県内事業者が登録可能です。建築工事業者は県内に本店、支店又は営業所がある必要があります。
2	建設工事業者として、支店・営業所ごとに登録を行う場合は、それぞれ申請は必要か	支店・営業所ごとに所定の様式（様式第2号～第5号）に記入し申請する必要があります。
3	支店・営業所ごとに登録を行う場合、支店・営業所ごとに雇用する考査合格技術者を置く必要はあるか	支店・営業所ごとに登録を行う場合は、支店・営業所ごとに雇用する考査合格技術者を置く必要があります。
4	個別に支店・営業所の登録を行わなくても、健康省エネ住宅、健康省エネ改修住宅の施工は可能か	登録済の本店が雇用する登録技術者が支店・営業所の事業に直接従事し、又は当該事業を総括する立場で指導もしくは監督を行うのであれば、支店・営業所ごとに登録を行わなくても、健康省エネ住宅の施工は可能です。
5	退職に伴い雇用する技術考査合格者がいなくなった場合、登録の抹消が必要か	必要となります。様式第10号にご記入の上ご申請ください。なお、新たに考査合格者を雇用する場合登録可能となります。
6	5年更新登録の際に、登録事項の変更に気づいた場合、更新登録の前に変更申請は必要か	5年更新時に併せて変更可能なため、別途変更届出書は不要です。更新申請様式に最新の内容を記載いただき、変更に関する添付資料を併せてご提出ください。ただし、本来変更事項が生じた際は、速やかに変更届出を行う必要があります。
7	建築士事務所登録番号、建設業許可番号の変更があった際の変更届出は必要か	5年更新時に併せて変更可能なため、別途変更届出は不要です。更新申請様式に最新の建築士事務所登録証明書の写しもしくは建設業許可証明書の写しを添付してください。